

東京みんなでサロン「緑化活動プログラム」Q&A

Q 都営住宅敷地での野菜作りは禁止ではないのか。

A その通りです。しかし、東京都の戦略に掲げる、緑の創出や地域の居場所づくりを実現していくためには、都民の共有財産である都営住宅敷地において緑化活動を展開していくことが有効であると考えています。そこで、都営住宅や地域にお住まいの方が花壇づくりなどをできるように、都営住宅敷地における緑化活動の要件を定めました。

なお、緑化活動による居場所づくりが目的であることから、収穫した野菜は自己消費するのではなく、こども食堂やフードパントリーなど公益的活動を行う団体等へ寄付（無償提供）することが前提です。

実施場所には、無許可の菜園耕作と区別がつくよう、みんなでサロン緑化プログラムの看板等（菜園の場合は、寄付先の明記が必須）で表示いただきます。

Q.自治会の美化活動の一環で今もお花を植えているが、その場合も東京みんなでサロンとして申請することはできるか。

A.東京みんなでサロンの緑化活動プログラムの要件を満たせば、承認する場合があります。

Q.申請するためには、今植えているお花を撤去してからでないといけないのか。

A.申請があったら、東京都で確認しますので、その時の指示に従ってください。

Q.一部の居住者が勝手に花を植えている（菜園耕作をやっている）。その場合も申請があれば東京みんなでサロンとして認めるのか。

A.東京みんなでサロンの緑化活動プログラムの要件（自治会の同意等）を満たせば、承認する場合があります。

Q 菜園をする場合、どんな野菜でも良いのか。

A 基本的に、苗を植えて1年以内で収穫する草本植物が承認の対象です。緑化活動プログラム参考資料（P8,P9）に例示しておりますので、よろしければご覧ください。なお、年度をまたぐ際は、再度申請いただく必要がありますので、ご注意ください。また、野菜の定義は原則として農林水産省の分類に従います。

Q 果樹等の樹木を植えても良いか。

A 樹木の根は草花や野菜に比べて強固で原状回復が容易でないため、不可です。

Q 野菜を作りたいが、子ども食堂等の寄付先は未定である。後日届け出ても良いか。

A 不可です。寄付先の子ども食堂等が確定してから申請してください。また、その子ども食堂等の活動状況がわかるウェブサイト等もお知らせいただきます。

Q 作った野菜を子ども食堂等に寄付するにあたり、見返りを求めても良いか。

A いかなる形の見返りも、認められません。見返りが認められた場合は、承認を取り消します。その場合は速やかに原状回復していただきます。

Q.作物を団地の自治会に寄附して、自治会で活用してもらうことはよいか。

A.自治会に寄附して団地居住者で消費することは認められません。自治会が地域活動に参加して作物を使用する場合（例、地域の子供会の行事で調理して無償で配布）は、その旨を申請書に記載してください。

Q 申請の有効期限を教えてください。

A 活動開始前に必ず申請ください。年度をまたぐ場合は、年度ごとの申請が必要です。また、定期的に活動報告書の提出が必要です。菜園をやられている場合は、寄付先への確認を行う場合があります。

Q 花壇や菜園をやめる場合はどうしたら良いのか。

A 原状回復したうえで、JKK東京にお知らせください。また、年度ごとの更新申請をしない場合も原状回復が必要です。原状回復しない場合は、原状回復費用を請求する場合があります。

Q 自治会とトラブルになった。どうしたらよいか。

A 東京みんなでサロン事業実施規約にあるとおり、プログラムの主催者が責任を持って対応してください。事前に自治会と十分に調整を行い、実施後の清掃等をはじめ、ルールを守り活動を行ってください。

Q 道具や資材を次回の活動まで敷地内に置いておくことは可能か。

A 不可とします。ただし事前搬入の必要がある場合などやむを得ない場合は自治会の同意を得た場合に限り可能とします。

Q.水やりのために団地の水道を使ってもよいか。

A.共用水栓の水道代は自治会が支払っていますので、自治会にご相談ください。

Q 承認された野菜以外を栽培することは可能か。

A その場合は再申請が必要です。無承認の野菜の栽培がわかった場合は承認を取り消し、速やかに原状回復していただきます。